

墨田区のお知らせ

NO.1839

2016年  
(平成28年)

12/11

毎月1日・11日・21日発行

つながる  
墨田区

# すみだ

◆2面以降の主な内容

2・3・6面…年末年始の資源物・

ごみの収集日

4・5面…平成27年度決算と28年度

上半期財政状況

6～8面…講座・教室・催し・募集

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

## 客引き行為等の防止に 関する条例が変更されました！

### 重点地区を指定し、規制を強化！

区では、より安全で安心な生活環境を確保するため、錦糸町駅周辺を重点地区に指定し、この地区での客引き行為等を全面的に禁止する条例を施行しました。この条例に基づき、地域の皆さんや警察との連携をさらに強化し、客引き行為等の防止に取り組んでいきます。

[問合せ] 安全支援課安全支援係 ☎5608-6199



#### 重点地区での新たな禁止行為

##### ●通常の客引き・客待ち

居酒屋・カラオケ店・風俗店等への客引き行為のほか、客引きの目的で相手方を待つ行為(そそのかしを含む)



##### ●店舗への立ち入らせ

客引きやスカウトを受けた者を店舗等へ立ち入らせる行為



##### ●スカウト・スカウト待ち

アダルトビデオへの出演、キャバクラやファッションヘルスなど、風俗店等のスカウトや、スカウトの目的で相手方を待つ行為(そそのかしを含む)



#### 区内全域での禁止行為(従来どおり)

- 執ような客引き行為
- ピンクちらし配布等
- 執ような客引きやピンクちらし配布等のそそのかし

#### ❗違反した場合には

##### ▶氏名や店舗名等を公表します

重点地区および区内全域での禁止行為に適用されます。

##### ▶5万円以下の過料が科せられます

区内全域での禁止行為に対する違反者(事業者を含む)に適用されます。



この条例の施行に伴い、関係者が12月1日にパレードを行いました

#### その他の改正・新設ポイント

##### ■警察との連携強化

区と警察との相互協力要請や情報提供を可能にし、協力体制を強化しました。

##### ■調査権限の強化

違反行為をした者等への指導・警告にあたって、必要な調査や質問を可能としました。

##### ■店舗場所提供者の措置

店舗場所を提供する事業者は、賃貸借契約時や更新時に「客引き行為等をしない旨」を誓約させ、客引き行為等をした場合に契約を解除できる旨(解除条項)を定めることが努力義務となりました。

### 客引き行為等の撲滅に向けた区の間組

#### ■客引きしない宣言店「墨田区環境浄化推進店舗」の募集

「誓約書」を区に提出した区内の飲食店等は、健全営業に努める「墨田区環境浄化推進店舗」として右のステッカーの交付を受け、区と連携する飲食店紹介サイト等でアピールできます。



#### ■区内不動産関係団体との協定の締結

区は、条例の実効性を高めるため、警察および(公社)東京都宅地建物取引業協会墨田支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部と、賃貸借契約時に「当該建物を客引き行為等用いた営業に使用しない」旨の誓約書の徴収や、客引き行為等をした場合に契約を解除できる旨の特約条項の規定等に努める協定を結びました。

#### ■街頭でのパトロール・周知

地域の皆さんとの協働でパトロールを行っています。また、錦糸町駅南口に設置したスピーカーや横断幕で、客引き行為等の禁止などを呼びかけています。

